平成２２年（フ）第１２２号
千葉県木更津市高砂３－２－10　エヴァグリーンＢ102、住民票上の住所千葉県君津市北子安５丁目13番８号　201
債務者　久保田繭子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第４５号
千葉県鴨川市江見太夫崎282番地２
債務者　斉藤　誠一
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第１３４号
富山県小矢部市鷲島254番地１
債務者　山室　久恵
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３９５号
金沢市平和町２丁目３番９号　ＭＣハイツ平和102号、従前の住所石川県白山市中奥町149番地３、従前々の住所大阪市東成区深江南３丁目４番４号
債務者　西川　栄実
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５１号
福井県敦賀市松葉町27番107号
債務者　廣瀬　裕一
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第５２号
福井県敦賀市原82号２番地の17　櫛川
債務者　犀川　正樹
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第１４４９号
名古屋市守山区大字中志段味字墓前2034番地の１
債務者　伊達あさ子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４９０号
愛知県知多郡美浜町大字奥田字外面38番地13　Ｂ－ＰＡＬ209号
債務者　宮崎　完二
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８号
三重県熊野市五郷町寺谷1063番地の３
債務者　橋本　式子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第５６３号
兵庫県加古川市尾上町池田669番地五月荘Ａ－２号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町一色西１丁目62番地
債務者　齋藤　　智
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６０１号
兵庫県加古川市加古川町西河原11番地の１グレーシィ加古川アネックス307号
債務者　土井　正章
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６０３号
兵庫県高砂市竜山１－14雇用促進住宅伊保宿舎２号棟104号室、住民票上の住所兵庫県宍粟市千種町河呂890番地
債務者　妙見　勝人
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６２０号
兵庫県赤穂市木津1327番地の277
債務者　飯田　正昭
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６２４号
兵庫県加古川市野口町野口847番地レオパレスソアレ102号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町西河原36番地の10
債務者　日浦　洋治
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６２６号
兵庫県姫路市福中町13　ダイアパレス503、住民票上の住所兵庫県姫路市広畑区蒲田139番地
債務者　前田　和美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６３２号
兵庫県高砂市曽根町2548番地の７
債務者　三田千代美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６３５号
兵庫県加古郡稲美町中一色374番地
債務者　藤田　武平
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部